

議員提出議案第1号

日進市議会委員会条例及び日進市議会議員政治倫理条例の一部改正について

日進市議会委員会条例及び日進市議会議員政治倫理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年5月17日提出

提出者	日進市議会議員	武田	治敏
〃	日進市議会議員	大橋	ゆうすけ
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	永野	雅則
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提出理由

この案を提出するのは、委員の定数を見直すため、日進市議会委員会条例及び日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 常任委員会の委員の定数について、福祉厚生委員会の定数を7人から6人とし、市民建設委員会の定数を6人から7人とする。
- (2) 議会運営委員会の委員の定数について、9人以内を9人とする。
- (3) 日進市議会議員政治倫理審査会の委員の定数について、9人以内を9人とする。

日進市議会委員会条例及び日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

(日進市議会委員会条例の一部改正)

第1条 日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉厚生委員会 <u>6人</u> 健康福祉部、こども未来部及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 市民建設委員会 <u>7人</u> 生活安全部、都市整備部、産業政策部及び農業委員会の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) 略 (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉厚生委員会 <u>7人</u> 健康福祉部、こども未来部及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 市民建設委員会 <u>6人</u> 生活安全部、都市整備部、産業政策部及び農業委員会の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) 略 (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9人以内</u>とする。</p> <p>3・4 略</p>

(日進市議会議員政治倫理条例の一部改正)

第2条 日進市議会議員政治倫理条例(平成19年日進市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会の設置等)</p>	<p>(審査会の設置等)</p>

第5条 略

2 議長は、別に定める議会運営委員会委員の選出方法に準じて、審査会の委員(以下「委員」という。)を指名するものとし、その定数は9人とする。

3～5 略

第5条 略

2 議長は、別に定める議会運営委員会委員の選出方法に準じて、審査会の委員(以下「委員」という。)を指名するものとし、その定数は9人以内とする。

3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。